

令和6年6月吉日

P T A 会員の皆様

武庫小 P T A 本部

## P T A 加入の保険についてのご案内

P T A 活動に伴う傷害を少しでも補償できるよう、毎年 P T A 傷害保険、賠償責任保険に加入しております。万が一事故等が起きた場合は(学年委員もしくは各専門部を通じて)、P T A 本部まで速やかにご連絡ください。

保険内容と保険料につきましては、以下に報告いたします。よくご覧のうえ、保険の詳細についてのお問い合わせやご質問等がございましたら、P T A 本部までご連絡ください。

### 〈 契約保険会社名 〉

三井住友海上火災保険株式会社

取扱代理店 株式会社ウチダ(079-563-4321)

### 〈 保険期間 〉

令和6年6月1日午後4時 ～ 令和7年6月1日 午後4時まで 1年間

## ① 「P T A 団体傷害保険」

### 1. 契約内容・保険料

#### P T A 団体傷害保険

| 担保区分     | 保険金額    | 保険料     |
|----------|---------|---------|
| 死亡・後遺症補償 | 2,000千円 | 41,364円 |
| 入院保険金日額  | 3千円     |         |
| 通院保険金日額  | 2千円     |         |

※保険料は、一般会計の負担金にて会計処理される為、P T A 会員の皆様への個人請求はございません。

### 2) 保険内容

**P T A 団体傷害保険は、P T A 行事参加中に、被保険者(補償の対象者)が不慮の事故によりケガをした場合に、一定の金額を補償するものです。**

※ 被保険者は、次のいずれかに該当する方となります。

- [ 1 ] この保険に加入した P T A のすべての P T A 会員 ( 父母、教師 )
- [ 2 ] P T A を組織している学校に在籍する児童・生徒
- [ 3 ] P T A 会員の同居の親族
- [ 4 ] P T A 行事への参加が事前に P T A より認められている方

## ② 「PTA管理者賠償責任・PTA賠償責任保険」

### 1. 契約内容・保険料

#### PTA管理者賠償責任保険・PTA賠償責任保険

| 担保区分           |     | 支払限度額    |           | 免責金額   | 保険料    |
|----------------|-----|----------|-----------|--------|--------|
| PTA活動遂行に伴う賠償危険 | 身体  | 1名       | 5,000千円   | 1千円    | 5,000円 |
|                |     | 1事故      | 100,000千円 |        |        |
|                | 財物  | 1事故      | 100,000千円 | 1千円    |        |
| 保管物賠償          | 1名  | 100千円    | 5千円       | 5,000円 |        |
|                | 1事故 | 10,000千円 |           |        |        |

\*保険料は、一般会計の負担金にて会計処理される為、PTA会員の皆様への個人請求はございません。

### 2. 保険内容

PTA賠償責任保険は、PTA管理下における事故によりPTA自体が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して補償する。

また、PTAが使用または管理する他人から借用したスポーツ用具等の財物を損壊、紛失した、または盗取されたことによってPTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても補償する。

\* 被保険者は、PTAとなります。

## 〈 保険の請求について (①・②共通) 〉

- ① PTAが主催または共催する行事で請求できます。  
(例：校区内見回り活動・学校美化作業・夏休みラジオ体操など)
- ② 保険金の請求の際、疑義が生じた場合は、約款(三井住友海上保険「普通保険約款・特約約款」「PTA管理者特別約款」)に従うものとします。
- ③ 個人情報(三井住友海上火災保険株式会社に開示しますが、保険金の請求にのみ使用します。 (三井住友海上HP：<http://www.ms-ins.com>))

注) 病気(コロナ含む)については全て保険対象外です。